

中小企業・小規模事業者等の皆様へ

働き方改革は進んでいますか？

令和7年度 厚生労働省 委託事業（受託団体 全国社会保険労務士会連合会）

静岡働き方改革推進支援センター

事業主の皆様を**無料**で**ご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



ワン・ストップ 無料相談

以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- ☒ 時間外労働の上限規制
- ☒ 36協定の結び方
- ☒ 年次有給休暇の取得促進
- ☒ 活用可能な助成金
- ☒ 人手不足（人材不足）の解消

※これらは相談事例の一例です。

無料 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し
課題解決に向けた支援を行います。

無料 セミナー・講師

気軽に参加いただけるWEBセミナー
を多数用意しております。

無料 常駐相談

当センター内で電話相談や
来所者相談を行っています。

申込先（問合せ先） 静岡働き方改革推進支援センター

電話 | 0800-200-5451 E-mail | shizuoka@workstylereform.net

受付時間 | 平日 9:00~17:00

ホームページは
こちら

相談申し込みは
こちら

住所が新しくなりました

〒420-0833
静岡市葵区東鷹匠町9-2
静岡県社会保険労務士会館内





働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業等の
事業主を社会保険労務士が無料で
ご支援します！

相談申込書



FAX

054-295-5703

申込日：

年 月 日



E-mail

shizuoka@workstylereform.net

申込有効期限
令和8年3月6日

事務所名・所属		
ご担当者名		
ご連絡先	住所	〒 -
	電話	() -
	E-mail	@
相談内容 (最大2つまで☑ チェックして下さい)	☐ 労働時間・年休等の労務管理 ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 人手不足の解消 ☐ 大企業によるしわ寄せ防止 ☐ その他()	
	☐ 就業規則 ☐ 助成金全般 ☐ 生産性向上による賃金引上げ ☐ 仕事と育児・介護等との両立支援	
	自由記述	
お答えの方法	☐ 専門家による訪問 ☐ センターへの来所 ☐ オンライン相談 ☐ 電話・メール・FAXでの回答	

※お申込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。

希望される専門家（HP参照）、ご希望日がございましたら、相談内容欄にご記入ください。

※本紙に記載されました個人情報については、他目的での使用はいたしません。